平成26年9月26日

平成26年第３回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

安全防災局・警察本部

目　　次

所得税等の源泉徴収漏れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

参考資料：個人事業主等への支払に係る所得税の源泉徴収について・・・・・・・・3

所得税等の源泉徴収漏れについて

測量業務等の委託に当たって、相手方を法人と誤認したため所得税等の源泉徴収漏れが発生した事例が他の地方自治体であったことから、横浜中税務署から適切に源泉徴収されているか自主的に点検するよう、依頼があった。調査した結果、次のとおり徴収漏れのあったことが判明した。

1　調査の概要

(1)　調査対象機関

知事部局、教育委員会、各局委員会、警察本部及び企業庁の全586機関

(2)　調査の内容

ア　測量士、建築士及び土地家屋調査士等、所得税法第 204 条第１項第２号の報酬料金に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

イ　給与等及び報酬料金等（上記アを除く）に係る復興特別所得税の源泉徴収

ウ　交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額を超える金額への課税

(3)　調査対象期間

平成22年１月～平成26年７月

2　調査の結果

	機関数	対象人数	件　数	源泉徴収漏れ額 (単位：円)
安全防災局	1	52	207	187,200
県民局	2	4	13	931
環境農政局	1	3	5	321,877
保健福祉局	7	56	88	539,147
産業労働局	2	3	3	40,966
県土整備局	5	15	41	1,934,012
地域県政総合センター	2	19	74	32,968,916
教育委員会	12	45	119	20,165,839
警察本部	1	2	3	268,032
企業庁	2	3	3	112,874
計	35	202 ＊(194)	556	56,539,794

＊194人は複数の局で徴収漏れのあった対象者を名寄せした後の実人数

3　主な原因

(1)　報酬や謝礼と違い、委託料や役務費は源泉徴収が不要と誤認した。

(2)　事業所の名称などから、個人事業主を法人と誤認した。

4　対応

(1)　税務署への納付

ア　平成26年9月12日までに、今回の調査で判明した源泉徴収漏れ額全額を、各税務署に納付した。

イ　今後、源泉徴収漏れ額に対する不納付加算税が約270万円、延滞税が約185万円、合計約455万円（県の試算）の納付が必要となる。

これらについては、税務署が額を確定した後、納付を行う。（時期は 11 月中の見込み）

(2)　関係する個人事業主等対象者への対応

源泉徴収漏れとなった対象者には、説明と謝罪を行い、漏れた額の県への返還をお願いしている。

なお、対象者が税務署に所得税をすでに納付している場合は、更正の請求により、還付が受けられることを丁寧に説明した。

5　再発防止策

源泉徴収漏れとなった主な原因は上記３のとおりであり、今後、源泉所得税等の引去り・納付の徹底を図る必要があることから、次の再発防止策に取り組む。

(1)　適正な源泉徴収事務・会計事務の徹底に向け、平成26年９月５日に会計管理者兼会計局長から各局長等あてに通知を発出し、職員への注意喚起を図った。

(2)　個人事業主に該当するか否かの確認を徹底し、その結果を経理担当者が請求書に記載することとし、各所属におけるチェックの強化を図った。

(3)　税務署から講師を招き、源泉徴収事務に係る研修会を実施し、制度に対する理解の徹底を図るとともに、職員に対する各種研修や所属への訪問指導等を通じて、継続的に制度の周知を行う。

参考資料

個人事業主等への支払に係る所得税の源泉徴収について

1　所得税法に定める源泉徴収事務

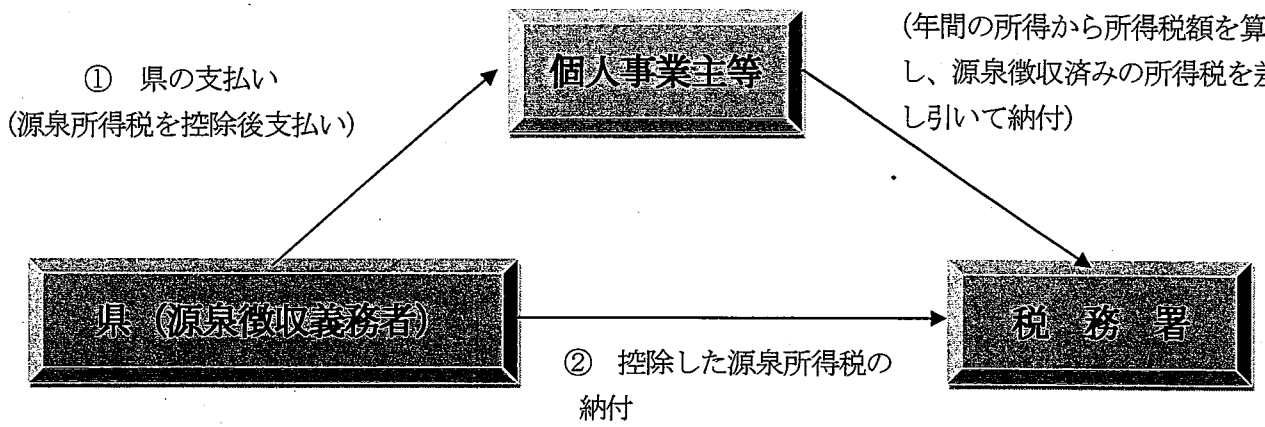

2　誤った源泉徴収事務

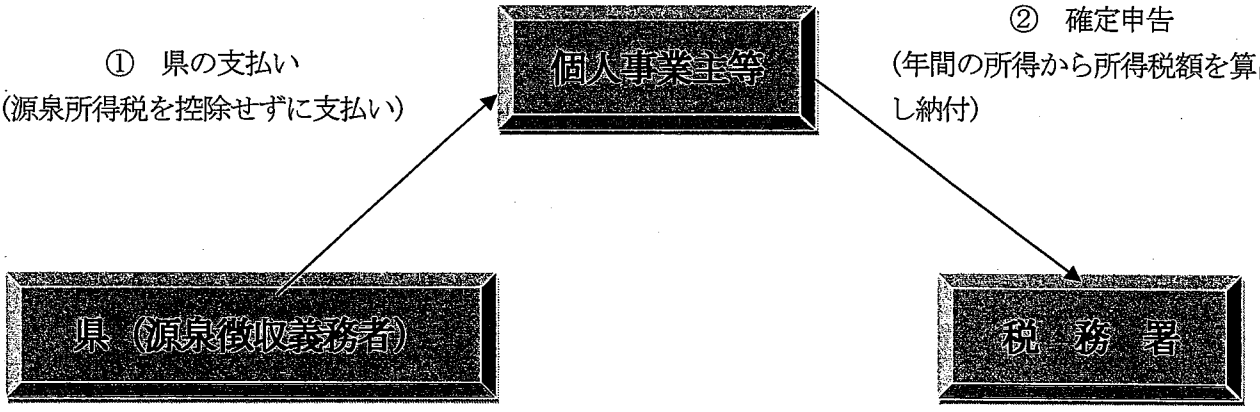

3　今回の徴収漏れへの対応

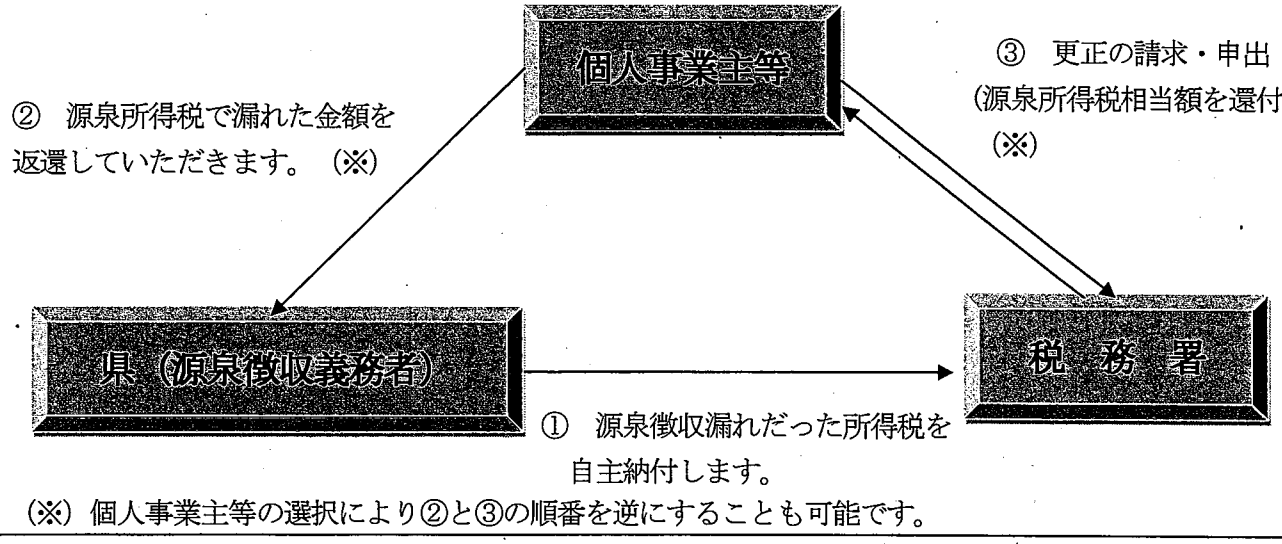

（※）個人事業主等の選択により②と③の順番を逆にすることも可能です。